

平成 18 年 10 月 26 日

各 位

株式会社グローバルダイニング
代表者名 代表執行役社長 長谷川 耕造
(コード番号 7625 東証第二部)
問合せ先 総務チーム 浦野 武志
TEL : 03-5469-3223

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 26 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 及び当社第 33 回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な発行内容を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的とする。
2. 新株予約権の発行日
平成 18 年 11 月 2 日
3. 発行する新株予約権の総数
74 個(各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)100 株)
なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1 株未満の端数は切り捨て)。但し、かかる調整は、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。
4. 新株予約権の発行価額
無償
5. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 7,400 株
6. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
平成 18 年 11 月 2 日に確定する。
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1 円未満の端数は切り上げ)、又は発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い

金額とする。

なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法に基づく新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使又は「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

平成18年11月2日に確定する。

7. 新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の総額
8. 新株予約権の行使期間
9. 新株予約権の行使の条件
10. 新株予約権の消却の事由及び消却条件
11. 新株予約権の譲渡制限
12. 新株予約権証券の発行
13. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れない額
14. 新株予約権の割当てを受ける者
15. 株式交換・株式移転等の新株予約権の処理の方針等

平成20年4月1日から平成28年3月18日まで各新株予約権の一部行使はできないものとする。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

1株当たりの行使価額（平成18年11月2日に確定します。）から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、1株当たりの行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

当社子会社の従業員の合計8名に割当てる。

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下、「完全親会社」という。）に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。但し、当該株式交換又は株式移転に際し、当社株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認され

た場合に限るものとする。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とする。

各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、付与株式数につ
き合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」
という。）とする。

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき
合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額
とする。

新株予約権の行使可能期間

上記 8. に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換
又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記 8. に定める
新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件ならびに新株予約権の
消却事由及び消却の条件

上記 9. 及び 10. に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要
するものとする。

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 18 年 2 月 9 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成 18 年 3 月 19 日 |

以上